

## 令和4年度 一般社団法人福岡成年後見センター事業計画

### 一. 法人内での取組事項

#### 1. 業務管理委員会

隔月、業務管理委員会を実施し、各担当案件の問題点について、法律職・福祉職・事務局が協議・検討し、法人の選任案件全体の業務遂行にも生かせるよう、十分な情報交換に努める。

令和4年度 公開講座・相談会・業務監理委員会 日程表				午後4時から開始					
				法律職			福祉職		
5月27日		業務監理委員会	内田	三浦	宇治野	吉田	古野	永松	
7月29日		業務監理委員会	安孫子	疋田	吉原	田野実	三島	廣田(文)	
9月30日		業務監理委員会	世良	高木	宇治野	飯尾	白濱	田邊	
11月18日	公開講座・相談会	業務監理委員会	野林	小宮	稲谷	古賀	渡辺	廣田(悦)	
1月27日		業務監理委員会	精方	三浦	宇治野	片本	陣内	吉田	
3月31日		業務監理委員会	安孫子	吉原	宇治野	隈部	田邊	廣田(文)	

#### 2 業務監理委員会の開催日程の変更

令和2年度、コロナ感染拡大の影響を受けて、開催実施回数が減少した。

今後のコロナ感染状況が見通せないため、開催日程を毎月から隔月へ変更し、開催日時を午後6時から午後4時に変更する。

事務局のコロナ感染回避のため、業務時間を短縮していることに合わせ、開始時間を早めることとし、担当者の負担軽減のため、出席担当者に毎回3,000円を支給する。(令和4年度の予算に計上)

#### 3. 業務の効率化・体制強化のための取り組み

##### (1) 医療同意について

後見人(保佐・補助を含む)は、医療同意ができないところ、医療関係者や施設から、医療同意に関する要望が絶えない状況が依然として続いている。医療同意者を探すためおよび次項に述べる相続人調査を含めた対応を行っている。

なお、生活保護受給者は、支援を望める親族がないため、従来通り、医療の最善の判断を医療機関に委ねることとするが、死亡時の財産が過少であっても相続が発生することもあるため、相続人の調査とともに医療同意を得られる親族の探索には注力する。ま。

##### (2) 相続人調査について

裁判所の方針変更は度々であるが、現時点では、後見事務の終了報告において代表

相続人へ財産の引き継ぎを完了したうえで、財産引渡しにつき、相続人全員へ通知することを求められている。

死亡時の葬儀・納骨等の対応を迅速に進める目的としても、相続人調査を重要な業務として取り組む。

また、前述したとおり、生活保護にもまれに預貯金残高が葬儀費用を上回ることもあり、相続人調査には迅速な作業を心掛ける。

### (3) 事前指示書の作成について

前述の通り、医療関係者より緊急時の対応について、医療同意を求められることが多く、対応に苦慮することが多いため、本人の意思確認が可能である案件については、事前指示書の作成を行う。

昨年度も作成していた事前指示書を医療機関に提示することにより、医療機関による終末期の医療が迅速に行われた事例も数例あった。

今後も、本人の判断能力を十分に考慮しつつ、法人協力法律職・福祉職の専門性を活かしつつ、担当法律職と福祉職が協力して作成作業に携れるように、関係機関の担当者とも調整した上で、本人の意思を尊重した内容の事前指示書の作成に努める。

### (4) 事務局会議について

原則として毎月 1 回、事務局内で会議を行う。翌月と翌々月に報酬付与申立を行う案件についての記録の精査を行い、問題点の早期発見に努める。

事務局の各担当案件につき、検討事項を確認して、周知すべき事項を整理して、事務局全体の情報共有化を図り、円滑な事務局運営に努める。

### (5) 事務作業の効率的な処理体制について

コロナ感染拡大を受けて、法人の収益が減少しており、正職員を 1 名減らしたこと、また在宅勤務を増やしていることを受けて、一層の事務分担の効率化を行いつつ、事務局全体で緊密に情報交換を行い、各自が全体の作業についても把握できるように努める。

### (6) 選任件数の減少対策について

新型コロナウイルス感染症の影響により、新規の相談件数が減少している。令和元年度に続き、同 2 年度も死亡案件が受任案件を上回り、全体の継続案件が減少している。新規相談案件を申し立てに繋ぎ、受任案件を増やす努力をする。

また、受任した案件の業務内容を充実させ、報酬単価が上がるように努める。

## 二. 対外的な取組事項

### 1. 広報・普及活動の推進

(1) 成年後見制度及びセンターの広報については、公開講座・相談会・報告集会を年 1 回開催し、後見制度への理解と広報普及活動を推進する。

(2) 法人のチラシ・パンフレットを作成し、積極的に法人の PR 活動を行う。

- (3) 法人のホームページの維持・更新を継続する。
- (4) 新規相談を受けた際に、あさひをどこで知ったか必ず確認し、どのような広報活動が効果的か模索する。
- (5) 関係機関や各種団体からの講演依頼は積極的に受け、活動周知を図る。

## 2. 新規の相談について

当法人への相談持ち込みは、医療・福祉関係機関からの案件が多いところ、申立費用・後見人の報酬、本人所有の通帳の預かりについて、本人への了承を得てもらう必要があることや、申立に医師の診断書や福祉関係者の本人情報シートが必要になること説明し、後見制度の利用について本人や関係機関内で再度検討されることが多い。

随時、相談者へのフォローや進捗状況の確認を行い、申立に繋がるように努める

## 3. 法人設立13周年記念 公開講座・相談会

開催日 : 令和4年11月18日

場所 : 福岡県弁護士会

演題 : 精神障害者の地域移行支援—成年後見制度利用案件を含む—

講師 : 大山和宏氏

福岡県精神保健福祉会前会長

令和2年から中止となっている公開講座をご依頼済みの大山氏に引き続きご担当いただくこととした。